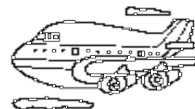


第88回

中央メーデー万歳！

メーデー参加のみなさんへ！
過労死裁判の署名をお願いします。

スカイマーク航空整備士



猪又さんの過労死 は夜勤と強いストレス！

猪又隆厚（たかひろ）さんは、スカイマーク（株）の航空整備士で、航空機の安全を保障する確認主任者として働いて来ました。2008年6月28日、羽田空港へ出勤途中、くも膜下出血を発症し亡くなりました。53歳でした。

最高裁判所に労働災害認定の

判決を求めています

この裁判は大田労基署の不支給決定処分
の取り消しを求める行政訴訟です。

2011年に東京地裁に提訴しましたが、
「残業時間は少なく十分な休養がとれていた」
等の理由で、請求を棄却する判決が出されま
した。東京高裁では夜間シフト勤務の厳しさ
は認識したものの、猪又さんが夜勤・交代制
勤務の重い負担、厳しい環境と業務上のスト
レスにさらされていた事を認めなかったの
です。

私たちは、現在、最高裁判所で労災認定を
求めて取り組みを進めています。

「夜勤・交代制勤務者に労災認定の光を！」 最高裁判所は第二の被災者を出さない判断を！



夜勤は、人間の生理に反し、良質の睡眠が損なわれ、
血管修復を妨げて深刻な病気を発症させます。更に
航空整備士は、多くの人命にかかわる業務のため、
強い精神的緊張を強いられます。また、当時のスカ
イマークは、確認主任者の不足と経験の浅い一般整
備士が多く、猪又さんは、膨大な作業量を部下を指
導しながら必死にこなしていました。

本裁判を通して私たちが求めている事は、被災者
遺族の救済だけではなく、過酷な働き方をしている
夜勤・交代制勤務者の過労死等を未然に防ぐ事です。
そのためには、普通の人間が眠る時間帯に働かなけ
ればならない夜勤・交代制勤務者の労災認定に当た
っては、何十時間もの残業時間を伴わないと認めな
いと判断を改め、労働の質や労働密度など業務の
負担、労働環境、ストレス等からくる疲労の蓄積な
どを総合的に検証した判決を示して頂きたいのです。
そうでないと被災者は救われません。

皆様の
ご理解と
ご支援を
お願いし
ます。

2017年
5月1日

「猪又労災裁判を勝利させる会」

事務局：〒414-0044

静岡県伊東市川奈1370-9

藤田哲治方気付

0557-78-0120

『<http://waiwaianamech.info/>』